

DPCによる包括評価の仕組みについて

当院では、入院診療料金は、DPC（診断群分類による包括評価）で計算します（精神病棟、歯科を除く）。

包括評価の計算方法

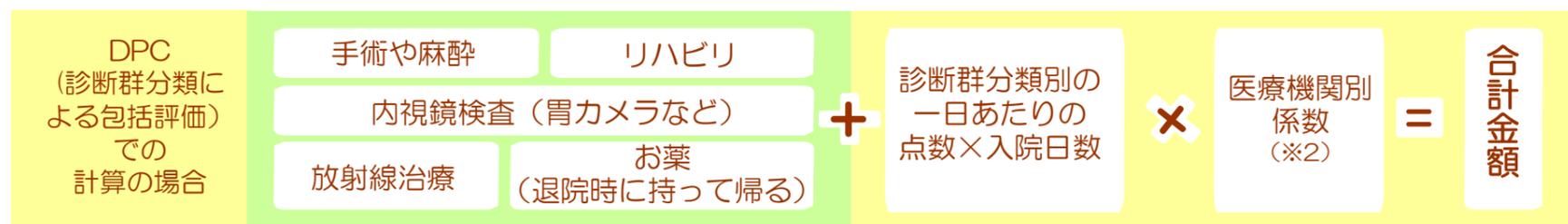
DPCでの計算とは、病気の種類と診療内容によって国が定めた診断群分類ごとの1日あたりの点数（入院基本料、投薬、注射、処置、検査、画像診断料等）と出来高点数（手術や高額な処置、内視鏡等一部の検査、退院時投薬等）を合わせた点数による計算です。1日あたりの点数は入院日数により異なります。

DPCによる包括評価の仕組みについて（概略図）



出来高のまま計算

一日あたりの点数に
包括して計算（※1）



※1）一日あたりの点数：厚生労働省が定めた2,477の診断群分類（2024年3月21日厚生労働省告示第101号別表）に基づき、「医療資源を最も投入した病名」により決定されます。

※2）厚生労働大臣が定める岡山大学病院の医療機関別係数：1.7134（令和8年1月現在）
（上記係数の内訳 基礎係数Ⅰ群：1.1182 機能評価係数Ⅰ：0.4804 機能評価係数Ⅱ：0.1032 救急補正係数：0.0116）

患者の皆さまの個人情報について

当病院では、取得した患者さんの貴重な個人情報を含む記録を、医療機関としてだけでなく教育研究機関として所定の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、患者さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 患者さんの個人情報は、各種法令に基づいた院内規定を守った上で、下記の目的に利用されます。

(1) 当病院での利用

- 患者さんがお受けになる医療サービス
- 医療保険事務
- 患者の皆さまに関係する管理運営業務（入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故の報告、医療サービスの向上）
- 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

(2) 当病院及び岡山大学での利用

- 医・歯・薬学系教育
 - 症例に基づく研究
 - 外部監査機関への情報提供
- この利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力します。

(3) 他の事業者等への情報提供

- 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
 - 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
 - 患者さんの診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求めめる場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 患者さんのご家族への病状説明
 - 医療保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出）
 - 審査支払機関又は保険者への照会
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
 - 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
 - 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
 - 他の事業者等と共に行う症例に基づく研究
 - 他の事業者等への医・歯・薬学系教育
- 上記利用目的の中で疑問がある場合は、お申し出ください。

2. 上記利用目的以外に患者さんの個人情報を利用する場合は、書面により患者さんの同意をいただくことといたします。

3. 患者さんの個人情報については、次の権利があります。

- (1) 患者さんは、所定の手続きの上、自己の個人情報の開示を請求することができます。
- (2) 患者さんは、開示を受けた自己の個人情報の内容について、所定の手続きの上、訂正を請求することができます。
- (3) 患者さんは、自己の個人情報が不適切な取扱いをされていると思われる場合は、所定の手続きの上、自己の個人情報の利用の停止・消去・提供の停止を請求することができます。
- (4) 患者さんは、上記権利の決定等に関して不服がある場合は、当病院に対して異議申し立てをすることができます。

4. 当病院での患者さんの個人情報の取扱い等に関する詳細については、配布物をご参照ください。

また、不明な点等がありましたら、次までご連絡ください。

担当窓口 医事課病歴管理担当（電話086-235-6499）